

# 介護保険についての質問

要介護状態区分により 受けられるサービスはどんなものか？

介護保険を利用したときの料金を知りたい

・実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用にどれくらいかかるのか？

・サービスの自己負担額はどれくらいかかるのか？

オムツの費用も介護保険で援助されるのか？

要介護状態区分により、受けられるサービスはどんなものか？

答え :在宅サービスと施設サービスのどちらもすべて受けることができます。

ただし、要支援者は、痴呆対応型共同生活介護と施設サービスは受けられません。

# 「在宅サービス」

- \* 訪問介護      \* 訪問看護      \* 訪問入浴
- \* 訪問・通所によるリハビリテーション
- \* 日帰り介護 (デイサービス)
- \* 居宅介護支援 (ケアマネージメント)
- \* 痴呆の要介護者のグループホームにおける介護
- \* 短期入所サービス (ショートステイ)
- \* 有料老人ホームなどにおける介護
- \* 福祉用具の貸与・及びその購入費の支給
- \* 住宅改修費の支給
- \* かかりつけ医の医学的管理

# 施設サービス」

- \* 介護老人福祉施設への入所
- \* 介護老人保健施設への入所
- \* 療養型病床群・老人性痴呆疾患療養病棟・その他の介護体制が整った施設への入所

# 介護保険を利用したときの料金を知りたい。

在宅介護のサービスのうち、居宅サービスを利用する際には、要介護区分状態別に、介護保険で利用できる上限額（**支給限度額**）が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の**一割**です。利用限度を越えてサービスを利用することもできますが、その場合は超えた分の費用が全額利用者負担となります

ただし、日常生活費 特別なサービス費も全額利用者負担となる

## 日常生活費とは

理美容代・教養娯楽費など日常で必要となる費用で、利用者負担が適当なものについては、全額利用者負担となります。

## 特別なサービスとは

遠隔地の事業者からサービスを受けた場合の交通費や送迎費、介護保険施設での個室や、二人部屋の室料、特別メニューの食事などです。この場合は、通常のサービスを超える分を全額支払います。

# 支給限度基準額

要支援・要介護ごとに、一ヶ月の単位で定める

要支援	上限額 ￥ 61,500
要介護 1	上限額 ￥ 165,800
要介護 2	上限額 ￥ 194,800
要介護 3	上限額 ￥ 267,500
要介護 4	上限額 ￥ 306,000
要介護 5	上限額 ￥ 358,300

# 支給限度基準額

## 福祉用具購入費

毎年 4月 1日から12カ月を管理期間として、要介護状態に関係なく10万円と設定されています。

## 在宅改修費

要介護度等と、期間に関係なく、現在住んでいる居宅について定額で20万円と設定されています。

転居とした場合、要介護度が著しく重くなった場合(3段階以上)は一回に限り再度給付を受けることができます。



## 実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用 にどれくらいかかるのか？

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備 考
訪問介護	一回	4,020円	402円	身体介護と家事援助が半々の程度で所要時間一時間の場合
訪問看護	一回	8,300円	830円	訪問看護ステーションが所要時間30分以上一時間未満で実施した場合
訪問リハビリ	一回	5,500円	550円	
訪問入浴介護	一回	12,500円	1,250円	看護職員 1人、介護職員 2人で行った場合
居宅療養管理指導	一回	5,000円	500円	医師が行った場合

## 実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用 にどれくらいかかるのか？

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備 考
通所介護	一回	6,450円	645円	特別養護老人ホーム等併設型事業所で所要時間 4時間以上 6時間未満の場合
通所リハビリ	一回	6,940円	694円	病院で、所要時間 4時間以上 6時間未満で実施した場合
短期入所生活介護	1日	9,820円	982円	特別養護老人ホーム等併設型事業所で行った場合
短期入所療養介護	1日	13,320円	1,332円	病院のベットを利用した場合
グループホーム	1日	8,280円	828円	痴呆対応型共同生活介護

## 実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用 にどれくらいかかるのか？

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備 考
特定施設入所者生活介護	1日	6,830円	683円	有料老人ホーム及び経費老人ホーム
介護老人福祉施設	1日	8,180円	818円	食費は別に1日780円の負担必要(所得に応じて減額措置有)
介護老人保健施設	1日	9,210円	921円	食費は別に1日780円の負担必要(所得に応じて減額措置有)
介護療養型医療施設	1日	13,320円	1,332円	食費は別に1日780円の負担必要(所得に応じて減額措置有)

## 実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用 にどれくらいかかるのか？

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備 考
ベッドのレンタル	一ヶ月	14,000円	1,400円	事業所がレンタル料として定めた額で変わります
車椅子のレンタル	一ヶ月	10,000円	1,000円	事業所がレンタル料として定めた額で変わります
ポータブルトイレの購入	一台	20,000円	2,000円	事業所が販売料として定めた額で変わります
入浴補助用具の購入	一台	20,000円	2,000円	事業所が販売料として定めた額で変わります
手すりの取り付け	ひとつ	20,000円	2,000円	事業所が販売料として定めた額で変わります

# オムツの費用も介護保険で援助されるのか？

答え：介護保険の適応ではありません

しかし 施設サービスと 居宅サービスのうち短期入所サービスでは、介護報酬の中に含まれますので、別途おむつ代を支払う必要はありません。

また、介護保険以外のサービスとして、**介護用品支給事業**というのがあります。

対象者 :市内 (相生市 )に住所を有する在宅の65歳以上の寝たきりの方を介護している方で 介護保険法に基づく介護度4相当以上の方

対象世帯及び要介護世帯が市民税非課税世帯

内容 紙おむつ・尿とりパットの介護用品代を年間10万円以内の範囲内で支給します。